

## 次世代育成支援対策推進法に関する 学校法人北星学園 次世代育成支援対策行動計画

学校法人北星学園は、すべての教職員が仕事と子育てを両立することができるように職場全体で支援し、働きやすい環境をつくることで、その能力を十分に発揮できるようにするため、第Ⅳ期行動計画に引き続き、次のとおり第Ⅴ期行動計画を策定します。

### 次世代育成支援対策行動計画【第Ⅴ期】

#### 計画期間

2025（令和7）年4月1日から2030（令和12）年3月31日までの5年間

#### 内容

##### **目標1. 男性の育児休職などの取得促進をさらに進める。**

〈対 策〉男性職員が育児に積極的に参加できるよう、育児休職制度に加えて短時間勤務制度など様々な制度を周知し、利用促進を図る。また、出産日から随時取得可能な慶弔休暇の日数増を検討する。

〈目 標 値〉配偶者が出産した男性職員の育児休業等と育児目的休暇の取得割合20%を目標とする。

〈対策期間〉2025（令和7）年4月1日～

##### **目標2. 妊娠、育児、介護に関する諸制度の周知を図り、利用を促進する。**

〈対 策〉育児・介護休業法に基づく育児・介護休業制度を周知するとともに、雇用保険法に基づく休業給付の情報を提供し、教職員が自分のニーズに応じて制度を選択、利用できるよう支援する。

〈対策期間〉2025（令和7）年4月1日～

##### **目標3. 所定外労働の削減のための対策を行う。**

〈対 策〉会議等について、所定時間内で開催するなど効率的な運営に努める。また、各部署における業務を分析し、業務の合理化を図る。

〈目 標 値〉所定外労働時間数について、各部署や学校において前年度を下回ることを目標とする。

〈対策期間〉2025（令和7）年4月1日～

##### **目標4. さらなる年次有給休暇の取得を促進する。**

〈対 策〉各部署や学校において教職員の業務負担量の平準化策を検討し、年次有給休暇の計画的な取得や連続休暇の取得促進に努める。

〈対策期間〉2025（令和7）年4月1日～